## 習合思想から見た憲法十七条

## 憲法 [十七条の構造

本最

ては法王帝説に異説があるが、当時中国に流行した讖緯の説親しく憲法十七条を作るということがある。この年月につい 断行せられたものであろう。 によつて甲子革令ということが信ぜられていたことから考え 日 甲子の年に当る推古十二年を期して革命(憲法の施行) |本書紀の推古天皇十二年(六〇四)の条に、 夏四月皇太子 を

が妥当かと思 を抱く人があるが、 またこの憲法が果して太子の親撰かどうかについても疑問 われる。 今日では聖徳太子の親作と認めておく方

体として仏教思想で理解しようとするものもある。太子が日 の不瞋恚戒を訓えたものと考えられるところから十七条を全 を絶ち、 憲法十七条の思想については、 三宝とは仏 瞋を棄てて、 法• 人の違ふを怒らざれ」のごときも仏教 僧なり」とあり、 第二条に「篤く三宝を敬 その他第十条の 「忿

> に多い。 為す」のごときも、恐らく論語(学而第一)の「礼之用和為貴」 からとつたものであり、 語は多くない。 全文を注意して読んで見ると、必ずしもそれ程特殊な仏教 法以外の事実からも十分考えられるところであるが、 つて)と同じであつて、「礼の和を用つて貴しと為すことは」 初の、 例をあげると、第一条の冒頭の「和を以て貴しと 仏教を理 藤 むしろ儒家・法家に関する用語 解した上での信仰者であつたことは、 その場合、 田 用の字の意味は、 清 の 方 が 以 憲法

用

左伝 教史 らその材料を採つてあるという。 と解すべきであるとせられる。 ・礼記・管子・孟子・荘子・ (第一巻)」によれ ば 詩 経 • その他辻善之助氏の「日本仏 韓詩外伝・史記 尚書·孝経 論 ・文選等か 語 中 庸

ある。 れに重点が置かれ 教であることについては全く疑う余地 従つて、 従来聖徳太子といえば親鸞聖人の奉讃和讃のごとく 憲法十七条の思想が、 ているかをいうことになると極めて困難で 面 にはない。 は 14 教 他 か の しそ 面 の何 は 儒

の本領はむしろ政治家であり、政治に必要な儒家法家の思想ら傾向があつた。しかし摂政・皇太子という見地からは、そ「和国の教主聖徳王」と讃仰し、ひたすら仏教者と見てしま

が

重視されねばならないということになろう。

では ある。 ら、 見方であり、 ら来たものと見るのは、 十七という数についても、 ないかと思う。 太子がこれによつて十七条という数を決定せられたもの 田 博 これに対して岡田正之博士等の儒教的な見方もこ見るのは、三経義疏太子親撰説から来た仏教的 土の説 K つい てはわたくし これを維摩経 は 仏国 次 の 品 様 の な + 理 七事 由 か か

、母、以開ハ乎万物、以総ハ一統」天道以、九制、地理以、八制、人道以、六制、以、天為、父、以、地為岡田博士は『管子』の五行篇に見える、

管子の説に説明を与えたものであるとしている。 書の『春秋元命 によつて考えた上、 単に管子にのみ限らないことを明らかにして、 しかもそれが楚辞、 苞 に 天に九を数え、 陽 数 極…于九二「陰極…于八二 淮南子の明示しているところで 地 に八を数えるあり方 を以て 春秋緯

n 0 八条とに別つて考えたところ、 こっわたくし 「何事不成」となつており、 類似 この しており、 岡 田 説 に興味を持ち、十七条を九条と 前九条の中 第十条は 第十条と第十七条の終 第一条と第九条と 「是を以て彼人瞋

は

あるまい

かとい

わ

꾑

合思

想から見た憲法十七条

(藤

巴

眀 も失の字を用いて反省を説いている。 大事を論ずるに逮びては、 ると雖も、 られたものであり、またその内容も天地陰陽の関係をあらわ 中、五条は禁止体他の三条は何れにも所属しないものである。 していると思われるのである。 までは文体が命令体と考えられ、第十条から第十七条までの 確に十七、 以上のことを考えて、 還りて我が失を恐れよ」とあり、 すなわち天道地理を表現する数によつて構成せ 憲法十七条は元来聖徳太子によつて 若し失有らんことを疑ふ」と 更に第一 第十七条は 条から第九条 唯

て、 いることであり、 訓戒であつて、 とが見えないのは、 ろそかにせられたわけではない。 たということが日本 て皇太子及び大臣 法制定の後三年、 とが掲げて無いことである。 ところでここで問題になるのは、 神祇を祭祀ること豈に怠りあらんや、 敬神のごときは余りにも広く普通 推古十五年に詔を下して、 ことさらにこれ が百僚を率いて以て神祇を祭り拝みたもう 憲法十七条は当時の朝臣等に与えら 紀に見えている。 しかし敬神のことについて 従つてここに神祇 を喩す必要がなか との 決して神祇 憲法の中に敬 と仰せられ、 今朕 K の が 崇敬 行 祭祀 世 われ に当つ たので 神 やが は Ø をお 0 れ て た ح

習合思想と憲法十七条

太子の人柄を考える上で極めて重要な意味を持つと思う。 けても太子は祭祀を重視する皇室の うことである。 する必 要があろう。 古代人 それ 人との んは は 関 般に極 太子も亦古代日本人であつ 係 K つい めて宗教的であつたが、 ては、 方であつた。 今 少し そのことは 精 しく考察 た بح わ 3

蓋し 神に てこの 次の お 互 そ れ らずというかどちらか 言 あり」といわれ 少彦名神が答えて が、 とつたものと思う。 むしろ「 れ がが !向つて、二人協力してこれまでこの 様 果して成れ 3 かり これか」と対決して二者択一を迫るという風でなく、 場合古代日本人の考え方は つ 玉 な神話が見える。 に話し合 あれも、 け き致あらむ」とい 土 っでは ずに 加 一の経営にあたつたが、 評を加えているのである。 え ら 「あ たというのである。 りと謂えらんやと訊 い納 れて 「或 V これも」とそのままに受容して時をかけて その一例として日本書紀の第六 得した上で和 れ ح 一つをとれば は成れる所 \$ V る。 大己貴神と少彦名神とは力をあ の · う、 答に ح 普 れ 通な はどうやら深い 恐らくは ある時、 有 極めて寛容であつて、「あ 合してゆくというあり方を という答を出してい よい らば、 これに加えて「是の ŋ ねら 書紀 或は れた。 のだが、 国 つまりこうした考え 成 大己貴神 を経営して来 編 n 成らざるところ 'n これに対 集 道 とい 理 者 ここでは何 , . が少彦名 が 0 批評 あ 5 淡波は 書に うるら か成 わ る。 っ た 也

始まり

しこと也。

老子に無名は万物の初と云し。

趣

吾国往古は神道と云ふ名目なき也。

聖徳太子より神道と云フ

方に 考え方は、 の 考え方を 対 L て深 表現 炒 /彦名神 い共感を覚 したものであろう。 の神 語 えているのである。 として語り伝えられ、 恐らくこうし 古代 日

基づい 仏法は 習合神道の開祖とする説 高徳 用明天皇の問に答えて、 るものであろう。 じるものであつたとは云え たのである。 こうした古代 |慈雪尊者のごときも、 て、 花果なり云々とい 江. 葛城 戸 時代に 日本人の考 例えば %神道の は 神道 開 神 旧 が わ 祖とし 儒 れ 事 行 な え方は、 14 たとあり、 は 記 わ いであろら 根 れ 0 本なり、 説に、 たの 致の て知られる江戸 聖徳太子の考え方 太子 έ ح 聖 か。 ,流神道 とうし の三教 儒道は 徳太子幼 後 世 時代 た理 聖 枝 b 形 致 葉 徳 末期 成さ の な の 由 太 説 子 通

と記している。

と称 本人 できるで て行われ たものとは とうし の して 信 神社に詣 た歴史の た説は必 あろう。 仰 が 云 大部 え な が流を見 がずし 自 分 V [覚さ か も聖 国事, 吉事、 b ñ ればその 知 一徳太子の精神 ない れ 例えば 例 な えば 主 V 体 説 が、 たとし 死者の葬式は寺院で行う 子 0 よって 供 儒教と仏教とが こての をそのま Ø 誕 神道 起る 生 に 5まに は !も今日 所 お 以 宮 継 相 の 諒 日 承

る 熊 のを常とし たことは、 ことであろうが、 恋度は 人生の始終を違う宗教で行うというの 第三のもの 面 してい 更に重要視され は寛容であり、 、る等の習合的 千 に統一し 数百年 Ö ねばならないであろう。 ようとかいうことが行 面は あり 間 それ 方の ル ーズだとい をどちらか 中 に É 明 余り類例 瞭 いえよう。 に わ に そうし 看 れ き 取 なか め っ な ょ で

n

は神道でも

あり、

仏教でもあるということができよう。

ح た 0 5

ゆく 他 か か 是 ことには は も法とか理とか すことに 合する過程で理とか法とかを重視し、 よう。 となつて を事の 理とか れ凡 のである。 事理自ら通ず、 かし聖徳太子の場合にはこうした習合過程の基底に法 また太子は理 夫の 理 |葉が 章である での部 につい ~の尊 お 間 な み、 'n 用 違 の てはすでに め か必ずしも明瞭ではないが、 重ということが 最初に当る第十条には、 是非の ない。 憲法十七条の十七という数が天道地理を表 十七条が理の字で終 いう言葉は ら n 何 と同 そ て Ď v 理 第十七条の !事か成らざらん」とある。 説い 三宝とは 様に法を重視せられ る。 頻 詎ぞ能く定む可き」 理を きある。 出する。 たところである。 末尾も 14 重 あれ つて 視 例えば第一 これによつて習合し 法 こ わ いるので もこれも受容して習 また 「辞則得」理 僧であ ħ 理を重視している V るこ た。 わ と是非 れ 第二 とが , は皆 'ある。 条の末尾 -七条 ŋ 事と理な 特に法 一条は の 窟 あ 理 共 中 そ わ لح 黛 に の Ō に に h 7 n

> を重 、か是の法を貴ばざる」と記されている。 視して、 四四 生の終帰、 万国 0 極宗、 何 n の 世 何 れ の

き

とそ、 では、 於論 葉であるが、 いであろう。 容れるゆとりがなくてはならない。 論ずるにあたつては、 それが事を論ずるにかなうということであろう。 ゆくまで話し合うことが大切だと教えられているのである。 自ら通じるためには、 ることができるのであろらか。 それではその理 これを要するに憲法十七条に神道が説 事、 却つて神道の本領を見得るのではあるま 事を論じてもお互いに納得できるということは 事理自通」とあるが、 これは話し合いによつて得られるの 何 事 なり法なりは か 成らざらん」というの 意見はちがつても 意見を異にするもの 第 い よく考えて見ると、 かにしてこれ 初 条 め たには かれ お互 から対立的、 同士で十 は 「上和 てい いに 大 を明ら 変重 つであ ない 相手 しかし か 下睦、 要 事 を受け 難 闘 か 事を な 争的 理が か に す

1 『聖徳太子全集第一 卷二 憲法 + 七 条 K 就 て **岡** 田 正

注

『日本思想 三郎) 大系 参照 聖徳太子 歴 史上 人物 聖 徳

と

し

て

の

5 慈雲尊者全集第十巻』 聖徳太子の太子理想 「神道灌頂教授式 姉 崎 正 第

3

2

合思想 から見 た憲法十七 条 (藤

田